様式第八号（裏面）中「退職又は死亡により資格を喪失したときは、退職又は死亡した日の翌日。」を「退職又は死亡により資格を喪失したときは、退職又は死亡した日の翌日。」に、「誕生日の前日。」を「誕生日の当日。」に改め、「と記入すること」の次に「。また、退職により資格を喪失したときは、退職した年月日を記入すること」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条　この省令による改正前のそれぞれの省令の様式は、当分の間、この省令による改正後のそれぞれの省令の様式によるものとみなす。

○厚生労働省令第四十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第七条の規定に基づき、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

厚生労働大臣　細川　律夫

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則（平成六年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一号中「十五万九千四百円」を「十五万八千八百円」に、「七万九千七百円」を「七万九千四百円」に改め、同条第二号イ中「十五万八千六百円」を「十五万八千円」に改め、同号ロ中「七万九千三百円」を「七万九千円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十三年三月三十一日以前に本邦に上陸した中国残留邦人等に係る自立支度金の額については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第四十二号

国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（昭和三十五年政令第百二十二号）第二条の規定に基づき、国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

厚生労働大臣　細川　律夫

国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令

国民年金の事務費交付金の算定に関する省令（昭和四十七年厚生省令第六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「二百二十九万九千円」を「二百二十八万千円」に改め、同条第二号中「百十六万五千円」を「百八万七千円」に改める。

別表第一(1)を次のように改める。

(1)　地域差の係数（第一条第一号関係）

区　分	係　数	区　分	係　数
1級地の1	0.127	5級地の1	0.116
2級地の1	0.124	5級地の2	0.116
2級地の2	0.124	5級地の3	0.116
2級地の3	0.124	5級地の4	0.116
3級地の1	0.121	6級地の1	0.113
3級地の2	0.121	6級地の2	0.113
3級地の3	0.121	6級地の3	0.113
3級地の4	0.121	無級地の1	0.110
4級地の1	0.120	無級地の0	0.110
4級地の2	0.120		
4級地の3	0.120		
4級地の4	0.120		

備考　区分欄の区分は、普通交付税に関する省令（昭和37年自治省令第17号）の規定による市町村の地域区分による。

別表第一(2)を次のように改める。

(2)　地域差の係数（第一条第二号関係）

区　分	係　数	区　分	係　数
Ⅰの地域10種地	0.036	Ⅱの地域10種地	0.021
Ⅰの地域9種地	0.036	Ⅱの地域9種地	0.021
Ⅰの地域8種地	0.033	Ⅱの地域8種地	0.021
Ⅰの地域7種地	0.027	Ⅱの地域7種地	0.018
Ⅰの地域6種地	0.014	Ⅱの地域6種地	0.013
Ⅰの地域5種地	0.010	Ⅱの地域5種地	0.010
Ⅰの地域4種地	0.000	Ⅱの地域4種地	0.000
Ⅰの地域3種地	0.000	Ⅱの地域3種地	0.000
Ⅰの地域2種地	0.000	Ⅱの地域2種地	0.000
Ⅰの地域1種地	0.000	Ⅱの地域1種地	0.000

備考　区分欄の区分は、普通交付税に関する省令の規定による市町村の地域区分による。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十二年度分の事務費交付金から適用する。

○厚生労働省・経済産業省・環境省令第一号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成二十一年政令第二百五十七号）の施行に伴い、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二号）第三条第一項第三号の規定に基づき、新規の化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられている地域を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日

厚生労働大臣　細川　律夫
経済産業大臣　海江田万里
環境大臣　松本　龍

新規の化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられている地域を定める省令の一部を改正する省令

新規の化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられている地域を定める省令（平成十六年厚生労働省・経済産業省・環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

「第二条第一項第三号」を「第三条第一項第三号」に改める。

附　則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。